

# 教育訓練給付制度

## 「教育訓練給付制度」とは？

雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。支給要件を満たしている方が厚生労働大臣指定の教育訓練を受講し終了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%(上限10万円)がハローワーク(公共職業安定所)から支給されます。

## 支給条件

- ・在職者の場合は、支給要件期間(雇用保険の被保険者として雇用された期間)が通算で3年以上ある方(初回に限り1年以上の方)
- ・離職者の場合は、離職日の翌日から受講開始日までが1年以内であり、かつ、支給要件期間が通算で3年以上ある方(初回に限り1年以上の方)
- ・過去に教育訓練給付制度を受けたことがある方は、3年以上経過していること
- ・65歳未満の方

条件の可否については、ハローワークが配布する「教育訓練給付金支給要件照会票」をハローワークに提出し、発行された「教育訓練給付金支給要件回答書」でご確認ください。

照会には、自動車免許証等の身分証明書が必要です。

## 支給額

教育訓練経費の20%。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円、4千円を超えない場合は支給対象となりません。(詳細は裏面)

## 給付金制度の流れ

### 1、支給対象者か否かの確認



受講される御本人が支給対象になるかハローワークにてご確認ください。  
対象となる場合、「教育訓練給付金支給要件回答書」を受け取ります。ご入校時にお持ち下さい。

### 2、入校手続き



大分自動車学校にて入校手続きを行います。  
「教育訓練給付金支給要件回答書」「運転免許証」「印鑑」「教習料金総額(教習ローンも利用できます)」「眼鏡・コンタクト等」をお持ちのうえお越しください。

### 3、教習



### 4、修了後、給付金の申請



すべての教習が修了したら**1ヵ月以内**にハローワークへ必要書類を提出し申請してください。  
申請後、支給・不支給の審査があります。

### 5、給付金の支給

審査後、ご指定の口座へ給付金が入金されます。

